

商品の情報はホームページでご確認ください。▶ panasonic.co.jp/hvac/pces/

機器に関する
ご相談・
お問い合わせは

■業務用機器 商品相談窓口

最初に「186」をダイヤルしていただくと折り返しの連絡等がスムーズに行えます。

フリーダイヤル **0120-872456**

※お電話を頂く際には、番号を十分にお確かめの上、おかけまちがいのないようにお願いいたします。

<営業時間> 24時間365日受付
<対応業務> 機器に関するご相談・お問い合わせ

FAX 0276-20-0228

24時間 365日 受付

【ご相談窓口における個人情報のお取り扱い】
パナソニック株式会社およびグループ関係会社は、お客様の個人情報をご相談対応や修理対応などに利用させていただき、ご相談内容は録音させていただきます。また、折り返し電話をさせていただくための発信番号を通知いたしております。なお、個人情報を適切に管理し、修理業務等を委託する場合や正当な理由がある場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。個人情報に関するお問い合わせは、ご相談いただきました窓口にご連絡ください。

全国に広がるサービス網が迅速に対応。24時間365日※受付の万全な体制で、
お客様を強力にバックアップします。

(※島しょおよび一部地域につきましては除かせていただきます。)



■パナソニック産機システムズ株式会社 営業拠点

北海道支店 〒060-0031 札幌市中央区北1条東7-1-8 ☎(011)211-0198	近畿支店 〒541-0059 大阪市中央区博労町3-5-1 ☎(06)6125-2618
東北支店 〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央3-8-3 ☎(022)739-7701	中四国支店 〒730-8577 広島市中区中町7-1 ☎(082)207-0854
営業統括部 〒131-0045 東京都墨田区押上1-1-2 ☎(03)6361-0282	九州支店 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南4-6-23 ☎(092)411-4433
中部支店 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-17-19 ☎(052)209-6480	

●お問い合わせはこちらへ…。

パナソニック産機システムズ株式会社
〒131-0045
東京都墨田区押上1丁目1番2号
©Panasonic Commercial Equipment Systems Co., Ltd.
本書からの無断の複製はかたくお断りします。

このカタログの記載内容は
2025年9月現在のものです。

GAS HEAT PUMP AIR CONDITIONER

MAINTENANCE SERVICE

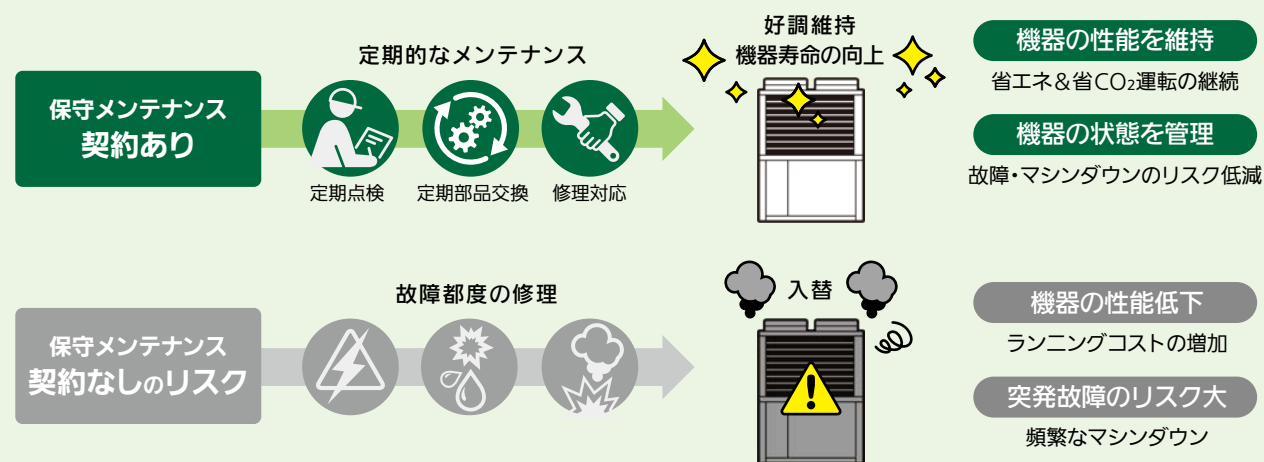
定期的なメンテナンスで
いつまでもベストコンディションを。



パナソニックのメンテナンスサービス

定期的なメンテナンスでずっと快適運転

省エネ&省CO₂を維持するためには定期的なメンテナンスが必要です。



機能性能維持

機器のベストコンディションを維持

定期的なメンテナンスで、エンジン・基幹部品・エンジンオイル等の消耗部品の点検・整備を行い、機器のコンディションを良好に維持します。

機器の寿命(耐用年数)を確保

常にベストな状態を継続できるので、偶発トラブルやダメージの蓄積を最小限に抑え、機器の耐久性を維持します。

経済性

メンテナンス費用の予算化

機器のご使用状況や条件に合わせ、無駄のない最適なメンテナンスをご提案します。フルメンテナンス契約では、万一のトラブル発生時の修理費用が含まれているので、計画外の出費を抑えることができます*。

*別途有償となる修理もあります。

省エネルギー・省コスト

機器の適切な管理がなされていないと、能力が低下し無駄なエネルギー消費が増加します。定期的にメンテナンスを行うことにより能力の低下とエネルギーの無駄遣いを防止できます。

安全性

安心のサポート体制

トラブルを予防し、機器の停止などお客様の営業や業務におよぼす影響を最小限に食い止めることができます。

優先的にプロの技術員が迅速対応

専門の技術と知識を持つ技術員が点検・整備を行い、万一の偶発的なトラブルが発生しても優先的に出動し、迅速に対応いたします。

トラブルの予防

的確な点検とメンテナンスにより、シーズン中の不具合やトラブルを未然に防止できます。

フロン排出抑制法対応

有資格者によるフロン漏えい点検を実施します。

提案

遠隔監視

24時間365日空調機器を常時監視

当社遠隔監視センターで管理しているので、空調機にトラブルが発生しても迅速な対応が可能です。点検・修理が必要と判断される場合は、技術員がお伺いします。

診断・ご提案

予防保全

機器の状態を常に管理しているため、最適な状態に保つご提案を行います。



機能性能維持

保守メンテナンスはパナソニックにおまかせください！

機器の性能を維持しながら、快適な空調環境を継続させるためには、日頃からの定期的な保守・メンテナンスが必要です。パナソニックでは、メーカーサービスならではの専門技術・知識をもった技術員が対応し、安心・安全・快適な空調を継続してご提供いたします。

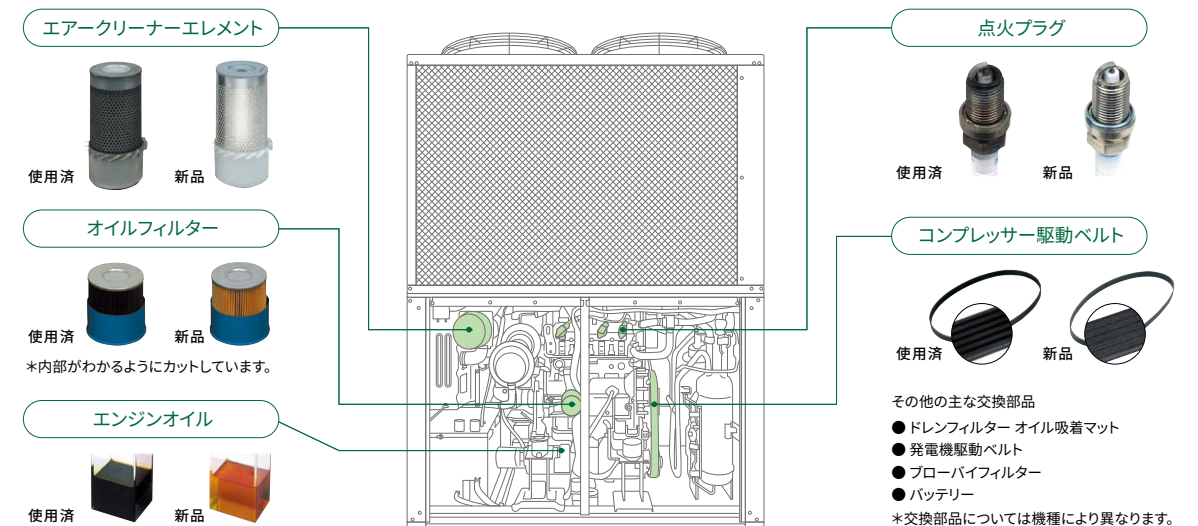
メンテナンス内容

室外機の点検はもちろん、エンジンオイルや点火プラグなどの定期交換部品の交換も行います。

運転確認点検			定期点検※2
本体関連			運転確認点検項目
●外観、騒音、振動、異臭の確認 ●室外機設置状態の確認 ●冷媒ガス漏れ確認 ●燃料ガス漏れ確認 ●駆動ベルト状態確認 ●ファンモーター状態確認			+
エンジン系			エンジン系
●始動性、異音、振動の確認 ●エンジンオイル漏れ確認※1 ●エンジンオイル量の確認・補充※1 ●取付ハーネス類の確認 ●冷却水漏れ確認 ●冷却水量の確認・補充			●バルブクリアランス調整 ●ミキサー洗浄
電装系			その他
●絶縁抵抗の確認、および端子の増締 その他 ●排気ドレン水の排水状態確認 ●パソコンによる運転データの採取・確認 ●室内機運転状態の確認(運転データによる確認)			●ドレンフィルターの清掃・補充

※1.エンジンオイルには、メンテナンス時に長寿命オイルを使用することにより、全量交換する事なく継ぎ足しが可能です。(詳細は当社担当者へお問い合わせください。)
※2.定期点検時は、点検に加え定期交換部品の交換も実施します。

定期交換部品



ガスヒートポンプエアコン(GHP)のしくみ

GHPは、室外機内にあるコンプレッサーをガスエンジンで駆動し、ヒートポンプによって冷暖房を行う空調システムです。基本的な仕組みは電気式エアコン(EHP)とほぼ同じですが、GHPでは電気式モーターの代わりにガスエンジンを使用します。暖房時にはエンジンの排熱を利用することで室内を効率的に暖めることができます。

定期的なメンテナンスが必要な理由

性能を常にベストな状態に保つためには定期的なメンテナンスが不可欠です。

GHPに使用するエンジンは、自動車や産業用のエンジンをベースとし燃料をガス化したもので、基本的な構造は同じです。そのため自動車同様エンジンオイルやオイルフィルターといった消耗部品を使用しており、一定期間での点検や消耗部品の交換が必要となります。

約8倍 エンジンオイルの交換時間は自動車の1万kmに対しGHPは8万kmの走行に相当。

*一般的な交換推奨走行距離(3,000~5,000km毎)からの換算値

■GHP運転時間と自動車走行距離の比較

経過年数	自動車運転時間	自動車平均稼働量<走行距離>	GHP平均稼働量<運転時間>	GHP走行距離(換算値)
1年	250時間	1万km	2,000時間	8万km
2年	500時間	2万km	4,000時間	16万km
3年	750時間	3万km	6,000時間	24万km
5年	1,250時間	5万km	10,000時間	40万km
13年	3,250時間	13万km	26,000時間	104万km

(参考)定期点検・定期部品交換時期
GHP 5年または10,000時間ごと 自動車 車検時期2年ごと

【算出条件】一般的な自動車との比較 ガスヒートポンプエアコン:1日10時間使用、年間200日使用
距離換算:時速40km/hと仮定/車:年間走行距離1万km 平均時速40km/hと仮定



機能性能維持〈ご契約メニューのご案内〉

メンテナンス契約に関する各種メニューをご用意しております。

＊下記の各種点検タイミングのイメージは、年間運転時間2,000時間以内の例です。 ＊契約加入期間などの諸条件については、別途ご相談ください。

ご契約メニュー		含まれる項目		実施タイミング												
＊❶～❸の契約内容に、フロン排出抑制法点検は含まれます。				運転確認点検 → 定期点検・定期部品交換 → フロン排出抑制法定期点検 → フロン												
				1年 2年 3年 4年 5年 6年 7年 8年 9年 10年 11年 12年 13年												
オススメ フルメンテナンス (保守契約)	❶ 毎年点検タイプ 技術員が毎年ご訪問(年1回) ＋ 修理対応費用は無料に対応!	運転確認点検														
	❷ 遠隔監視タイプ 機器の運転を遠隔監視 ＋ 修理対応費用は無料に対応!	遠隔監視(サンエスネット)														
定期メンテナンス (定期点検契約)	❸ 毎年点検タイプ 技術員が毎年ご訪問(年1回) ＊修理対応費用は有償となります	運転確認点検														

＊各実施タイミングについては上記をご確認ください。

オススメ フルメンテナンス(保守契約) 故障発生時の修理費用・部品代は無料で対応

定期的な点検・定期部品交換に加え、万が一故障が発生した時の修理対応費用や遠隔監視の費用が含まれた、おすすめメニューです。

1 毎年点検タイプ 運転確認点検 + 定期点検・定期部品交換 + 修理対応費用 + フロン排出抑制法定期点検

- 年に1回、技術員が訪問させていただき、室外機各部の点検・調整を行います。(運転確認点検)
- 5年または10,000時間ごとに、点検に加え定期交換部品の交換を行います。(定期点検)

＊本契約のご加入期間は、試運転完了から5年以内または累計運転時間が10,000時間以内になります。

2 遠隔監視タイプ 遠隔監視(サンエスネット) + 定期点検・定期部品交換 + 修理対応費用 + フロン排出抑制法定期点検

- 24時間365日、サンエスネット※1で機器の運転を監視します。
- 5年または10,000時間ごとに、点検に加え定期交換部品の交換を行います。

※1 当社遠隔監視サービス「サンエスネット」についての詳細はP5をご参照ください。

＊年間運転時間が4,000時間未満の機器は、3年目・8年目・13年目にフロン排出抑制法定期点検を実施します。

＊本契約のご加入期間は、試運転完了から1年以内となります。尚、監視用機材(遠隔監視アダプター)についても、前述の期間内に設置および設定調整いただく必要があります。

定期メンテナンス(定期点検契約) ＊修理対応費用は別途有償となります。

定期的な点検・定期交換部品の交換をセットにした、基本のメンテナンスプランです。

3 毎年点検タイプ 運転確認点検 + 定期点検・定期部品交換 + フロン排出抑制法定期点検

- 年に1回、技術員が訪問させていただき、室外機各部の点検・調整を行います。(運転確認点検)
- 5年または10,000時間ごとに、点検に加え定期交換部品の交換を行います。(定期点検)

オプションメニュー

● 熱交換器洗浄(室外・室内機)

熱交換器に付着したホコリやカビなどを洗浄し、機器の性能を蘇らせます。



● 室内機 フィルター清掃

ご要望により、フィルターの清掃を承ります。



● フロン排出抑制法の定期点検

● フロン排出抑制法の簡易点検



その他ご要望に合わせ、都度、点検を実施することも可能です

詳細については当社担当までお問い合わせください。

長く安心してご使用いただくために・・・

ご存知ですか？

GHPの設計寿命は設置後 **13年** または運転時間 **3万時間** です

この期間を超えると日頃から定期点検を実施いただいても能力低下や故障リスクが高まってしまうです。

予想される不具合

- エンジン出力低下による起動不良および運転不調(エンスト)等
- 圧縮機や冷媒系部品の経年劣化による不具合および冷媒漏れ等
- エンジン補機類、ゴム・樹脂類部品の経年劣化による不具合
- 室内・室外熱交換器の汚れによる能力低下等
- 燃料ガス系部品の経年劣化による燃料ガス漏れ等

このような状態で使用を続けると、突発的な高額修理費や燃費の増加、重大事故のリスクが高まります。

13年目をまたずに運転時間が3万時間経過! そんな時には...

リフレッシュメンテナンスをご提案します

設置後13年未満で運転時間が3万時間に達する機器を対象に、エンジン系・冷媒系・保安関係部品等の交換・整備を行い、機器の延命を図る有償サービスです。

メリット1 リニューアルまでの期間を安心サポート!

設計寿命を迎える前に部品を交換することで、機器の突発故障を未然に防ぎます。以後も定期点検による不具合の予測・対応により安心してご使用いただけます。

メリット2 フルメンテナンス契約が継続できます!

修理対応が含まれているフルメンテナンス契約なら、見積りや決裁の手間を省きスピーディーに復旧。
契約料金以外の費用はかかりません。
＊故障の内容により有償修理となる場合もございます。

＊フルメンテナンス契約の上限は、設置後13年または累計運転時間3万時間となります。詳細については当社担当へご相談ください。
＊長期間機器をご使用になられる場合、補修用部品の供給が不可能となる場合があります。新機種への更新は、設置後13年を目安に検討されることを推奨します。

■お客様のご要望に沿う各種プランをご用意しています

プラン	リフレッシュメンテナンス内容	契約延長内容	延長期間	契約料金
Aプラン	エンジン・圧縮機本体の交換を中心とした、磨耗・経年劣化部品(保安関係部品含む)、主構成部品等の一式交換。	既存契約の延長	5年または2万時間まで保守契約	既存料金据え置き
Bプラン	エンジンシリンダーヘッド交換を中心とした、磨耗・経年劣化部品(保安関係部品含む)、主構成部品等の一式交換。	エンジン以外は保守契約	3年または1万時間までエンジン本体以外は無償(重量物搬入も別途)	既存料金据え置き
Cプラン	Bプランをベースに、対象を磨耗部品中心に限定した主要部品の一式交換。(保安関係部品含む)	準フルメンテ(部品有償)	3年または1万時間まで準フルメンテ(部品有償)	既存料金の1.3倍

リニューアルをご検討のお客様

最新機器の情報はWEBサイトをご覧ください

<https://hvac.panasonic.com/jp/products/search/categories/ghp/>



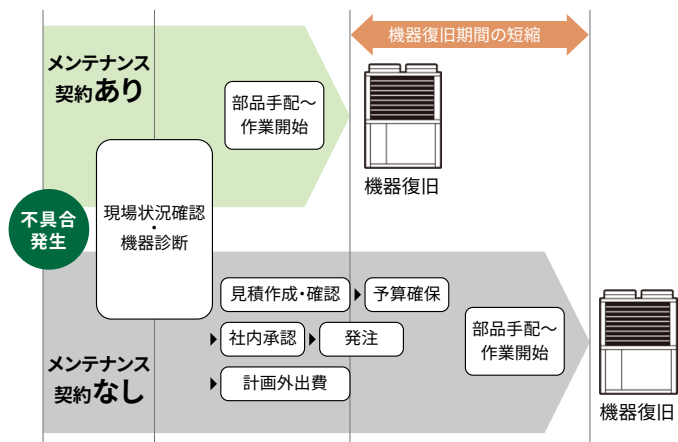


経済性

メンテナンス費用の予算化

フルメンテナンス契約には修理対応費用が含まれており、万が一不具合が発生した際も計画外の出費が抑えられます。また修理作業前が見積確認などお客様による承認が不要となる分、より早い機器復旧が可能です。

※別途有償となる修理もあります。

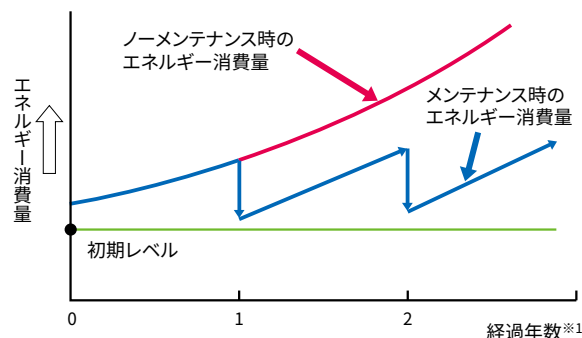


省エネルギー・省コスト

ランニングコストの低減

エアフィルターや熱交換器を清掃しないで運転を続けると、エネルギー消費量が増大し、ランニングコストが増加する傾向があります。(下図参照)

■ノーメンテナンスによるエネルギー消費量の増加



※1.経過年数は頻繁な発停のない通常の使用状態で、一般的な事務所ビルの使用時間である2000時間/年を想定した場合。

※出典：(社)日本冷凍空調工業会「定期的なメンテナンスのすすめ」
<https://www.jraia.or.jp/product/file/ghp.pdf>



安心のサポート体制

業務用空調機器遠隔監視システム サンエスネット

空調機を見守る安心の24時間遠隔監視と、予防保全による省エネ運転継続を実現

サンエスネットは、お客様と当社の遠隔監視センター、全国のサービス網をネットワークで結び、空調機に取り付けた遠隔監視アダプターを用いて24時間365日運転状態を監視するシステムです。

■基本サービス

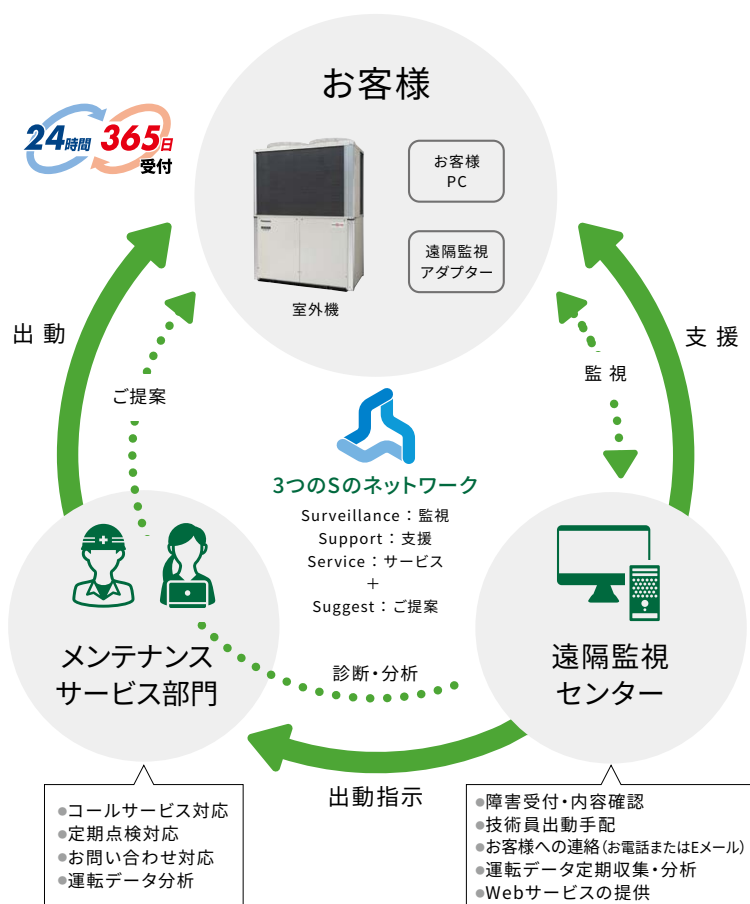
24時間365日空調機器を常時監視

予防保全 診断・ご提案

指定先連絡(電話またはEメール)

Webサービス(お客様専用ホームページ)

省エネパトロール制御



フロン排出抑制法対応は万全ですか？

法令でフロン漏えい点検の実施が義務化されています。

行政の立ち入り検査が年々増加。

実際に罰則を受けた事例も

発生しています！

改善指導事項の例

- 簡易・定期点検の未実施
- 定期点検が十分な知見を有する者により行われていない
- 点検設備記録簿の記録・保存がない等

対象機器

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)
[製品区分] エアコンディショナー



圧縮機に用いられる電動機の定格出力または動力源となるエンジンの出力	定期点検頻度
50kW以上	1年に1回以上
7.5kW以上 50kW未満	3年に1回以上

フロン排出抑制法について

改正フロン法(2015年4月施行)によって、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の管理者が機器を使用・管理していく上で、守るべき判断基準に従い、責務が課せられました。(2020年4月改正)

業務用の冷凍空調機器の管理者とは

第一種特定製品である業務用の空調機器および冷凍冷蔵機器の所有者をいいます。

管理者は業務用冷凍空調機器の適正な管理と、フロン類の排出抑制に努めなければなりません。

そのため、日常的な簡易点検は所有者ご自身が行い、定期点検は、専門業者や有資格者に依頼して実施することが必要となります。

※詳細については、各ホームページをご確認ください。

日設連ホームページ <https://www.jarac.or.jp/> 環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/earth/furon/>

管理者様に求められること

- ① 冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化
- ② 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定および修理を実施
- ③ 機器の点検・周知やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存義務
- ④ 算定漏えい量の報告
- ⑤ 機器を廃棄する際のフロン類回収・引き渡し

2020年4月法改正

製品廃棄時の規制が強化(管理者の責任が増加)

● フロンをみだりに放出した場合	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
● 機器の使用・廃棄等に関する義務について都道府県知事の命令に違反した場合	50万円以下の罰金
● 算定漏えい量の未報告・虚偽報告	10万円以下の罰金
● フロンを回収せずに機器を廃棄	50万円以下の罰金(直罰)
● 行程管理表の未記載・虚偽記載・未保存	30万円以下の罰金(直罰)
● 廃棄機器を引取業者に引き渡す際、行程管理表の引取証明書写しを未交付	30万円以下の罰金(直罰)

違反した場合
罰則が課せられます

※ 直罰...行政指導などを経ることなく即座に刑事罰(罰金)が適用されること。